

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年3月29日（令和6年（行情）諮問第346号ないし同第359号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第244号ないし同第257号）

事件名：「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられ

た文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書17」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書20」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月10日付け情報公開第02871号、同日付け同第02874号ないし同第02878号、同日付け同第02880号ないし同第02889号及び同年5月8日付け情報公開第00399号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分17」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1ないし原処分16に係るもの）

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書6」といった表記では、不開示箇所が当該文書の何ページ目であるのか

分からない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）審査請求書2（原処分17に係るもの）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（令和6年（行情）諮問第346号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和元年10月28日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和元年12月27日付け情報公開第02053号）、更に、最終の決定として19件の文書を特定し、14件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分1の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書20の19文書である。

（3）不開示とした部分について

ア 文書8の不開示部分は、公にしないことを前提とした米国との協議の内容に関する情報であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

イ 文書 6、文書 15 及び文書 20 の不開示部分は、公にしないことを前提とした米国との協議の内容に関する情報、又は我が国政府部内の協議の内容に関する情報であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 5 号に該当し、不開示とした。

ウ 文書 5、文書 8 及び文書 15 の不開示部分は、現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 6 号に該当し、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める、②不開示処分の対象部分の特定を求める、③一部に対する不開示処分の取消し、等を主張する。①について、処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張は当たらない。②について、処分庁は、不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。③について、処分庁は、上記(3)のとおり、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、法 5 条の各号に該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分 1 を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分 2 (令和 6 年(行情)諮問第 346 号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和 2 年 10 月 19 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 2 の開示請求に対し、法 11 条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として 1 件の文書を対象文書として特定し、部分開示(原文ママ)とする決定を行い(令和 2 年 12 月 18 日付け情報公開第 01882 号)、更に、最終の決定として 19 件の文書を特定し、14 件の文書を開示、4 件の文書を部分開示、1 件の文書を不開示とする決定を行った(原処分 2)。

これに対し、審査請求人は、令和 5 年 3 月 19 日付けで、原処分 2 の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 3 に掲げる文書 2 ないし文書 20 の 19 文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3(令和6年(行情)諮問第346号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和2年12月22日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示(原文ママ)とする決定を行い(令和3年2月22日付け情報公開第02236号)、更に、最終の決定として19件の文書を特定し、14件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った(原処分3)。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分3の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書20の19文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4(令和6年(行情)諮問第347号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和3年3月8日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示(原文ママ)とする決定を行い(令和3年5月7日付け情報公開第00560号)、更に、最終の決定として18件の文書を特定し、13件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った(原処分4)。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分4の

取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書17、文書19及び文書20の18文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5（令和6年（行情）諮問第348号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年5月10日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書5の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和3年7月9日付け情報公開第01167号）、更に、最終の決定として17件の文書を特定し、12件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った（原処分5）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分5の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書6、文書8ないし文書17、文書19及び文書20の17文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分5を維持することが妥当であると判断する。

6 原処分6（令和6年（行情）諮問第349号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年7月14日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書6の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和3年9月13日付け情報

公開第01875号)、更に、最終の決定として16件の文書を特定し、11件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った(原処分6)。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分6の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2、文書3、文書5、文書6、文書8ないし文書17、文書19及び文書20の16文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分6を維持することが妥当であると判断する。

7 原処分7(令和6年(行情)諮問第350号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和3年11月22日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書7の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示(原文ママ)とする決定を行い(令和4年1月21日付け情報公開第02844号)、更に、最終の決定として14件の文書を特定し、9件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った(原処分7)。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分7の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書3、文書5、文書6、文書8ないし文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20の14文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分7を維持することが妥当であると判断する。

8 原処分8(令和6年(行情)諮問第350号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年3月10日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書8の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和4年5月9日付け情報公開第00419号）、更に、最終の決定として14件の文書を特定し、9件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った（原処分8）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分8の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書3、文書5、文書6、文書8ないし文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20の14文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分8を維持することが妥当であると判断する。

9 原処分9（令和6年（行情）諮問第351号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年2月1日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書9の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和4年4月4日付け情報公開第00003号）、更に、最終の決定として13件の文書を特定し、8件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った（原処分9）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分9の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書5、文書6、文書8ないし文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20の13文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分9を維持することが妥当であると判断する。

10 原処分10（令和6年（行情）諮問第352号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年4月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書10の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和4年6月13日付け情報公開第00648号）、更に、最終の決定として12件の文書を特定し、7件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った（原処分10）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分10の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書5、文書6、文書8ないし文書10、文書12、文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20の12文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分10を維持することが妥当であると判断する。

11 原処分11（令和6年（行情）諮問第353号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年5月17日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書11の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和4年7月19日付け情報公開第01048号）、更に、最終の決定として13件の文書を特定し、8件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った（原処分11）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分11の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書3、文書5、文書6、文書8ないし文書11、文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20の13文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分11を維持することが妥当であると判断する。

12 原処分12（令和6年（行情）諮問第354号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年6月20日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書12の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和4年6月19日付け情報公開第01305号）、更に、最終の決定として11件の文書を特定し、6件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った（原処分12）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで、原処分12の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書5、文書6、文書8ないし文書10、文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20の11文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分12を維持することが妥当であると判断する。

13 原処分13（令和6年（行情）諮問第355号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年7月26日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書13の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、

部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和４年９月２６日付け情報公開第０１６０８号）、更に、最終の決定として１２件の文書を特定し、７件の文書を開示、４件の文書を部分開示、１件の文書を不開示とする決定を行った（原処分１３）。

これに対し、審査請求人は、令和５年３月１９日付けで、原処分１３の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

（２）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の３に掲げる文書５、文書６、文書８ないし文書１１、文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０の１２文書である。

（３）不開示とした部分について

上記１（３）と同旨。

（４）審査請求人の主張について

上記１（４）と同旨。

（５）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分１３を維持することが妥当であると判断する。

１４ 原処分１４（令和６年（行情）諮問第３５６号に係るもの）

（１）経緯

処分庁は、令和４年８月２５日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書１４の開示請求に対し、法１１条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として１件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和４年１０月２４日付け情報公開第０１８０１号）、更に、最終の決定として１０件の文書を特定し、５件の文書を開示、４件の文書を部分開示、１件の文書を不開示とする決定を行った（原処分１４）。

これに対し、審査請求人は、令和５年３月１９日付けで、原処分１４の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

（２）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の３に掲げる文書５、文書６、文書８ないし文書１０、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０の１０文書である。

（３）不開示とした部分について

上記１（３）と同旨。

（４）審査請求人の主張について

上記１（４）と同旨。

（５）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分１４を維持することが

妥であると判断する。

1 5 原処分 1 5（令和 6 年（行情）諮問第 3 5 7 号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和 4 年 1 0 月 2 0 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 1 5 の開示請求に対し、法 1 1 条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として 1 件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和 4 年 1 2 月 1 9 日付け情報公開第 0 2 1 4 6 号）、更に、最終の決定として 1 1 件の文書を特定し、6 件の文書を開示、4 件の文書を部分開示、1 件の文書を不開示とする決定を行った（原処分 1 5）。

これに対し、審査請求人は、令和 5 年 3 月 1 9 日付けで、原処分 1 5 の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 3 に掲げる文書 5、文書 6、文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 3、文書 1 5 ないし文書 1 7、文書 1 9 及び文書 2 0 の 1 1 文書である。

（3）不開示とした部分について

上記 1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記 1（4）と同旨。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分 1 5 を維持することが妥当であると判断する。

1 6 原処分 1 6（令和 6 年（行情）諮問第 3 5 8 号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和 4 年 1 2 月 2 7 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 1 6 の開示請求に対し、法 1 1 条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として 1 件の文書を対象文書として特定し、部分開示（原文ママ）とする決定を行い（令和 5 年 2 月 2 7 日付け情報公開第 0 2 6 4 8 号）、更に、最終の決定として 1 0 件の文書を特定し、5 件の文書を開示、4 件の文書を部分開示、1 件の文書を不開示とする決定を行った（原処分 1 6）。

これに対し、審査請求人は、令和 5 年 3 月 1 9 日付けで、原処分 1 6 の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 3 に掲げる文書 5、文書 6、文書 8 ないし文書 1 0、文書 1 5 ないし文書 1 7、文書 1 9 及び文書 2 0 の 1 0 文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1 (3) と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1 (4) と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分16を維持することが妥当であると判断する。

17 原処分17 (令和6年 (行情) 諮問第359号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和5年4月4日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書17の開示請求に対し、11件の文書を特定し、6件の文書を開示、4件の文書を部分開示、1件の文書を不開示とする決定を行った (原処分17)。

これに対し、審査請求人は、令和5年5月15日付けで、原処分17の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書5、文書6、文書8ないし文書10、文書13 (注. 開示決定等通知書の「行政文書の名称等」には異なる文書名が記載されているが、文書13と同一のものであることを確認した。)、文書15ないし文書17、文書19及び文書20の11文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1 (3) と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1 (4) と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分17を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和6年3月29日 諮問の受理 (令和6年 (行情) 諮問第346号ないし同第359号)

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)

③ 同年4月11日 審議 (同上)

④ 令和7年7月23日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、令和6年 (行情) 諮問第346号ないし同第359号の併合、本件対象文書の見分

及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1ないし本件請求文書3に係る文書の特定について

本件請求文書1ないし本件請求文書3に係る各開示請求書の「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」との記載及び添付資料から、平成21年5月に公表された米国議会戦略態勢委員会報告書に関して我が国が作成又は取得された文書の開示を求めているものと解し、別紙の2に掲げる文書（以下「文書1」又は「先行開示文書」という。）及び文書2ないし文書20を特定し、文書1につき各先行開示決定（令和元年12月27日付け情報公開第02053号、令和2年12月18日付け同第01882号及び令和3年2月22日付け同第02236号）を行い、文書2ないし文書20につき原処分1ないし原処分3を行った。

イ 本件請求文書4に係る文書の特定について

本件請求文書4に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02236号（2020-00627）で特定されなかった「追加的に開示決定等を行う予定」の対象となっている文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書3（開示請求番号2020-00627）に係る先行開示決定で開示された文書1を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分3で特定された文書2ないし文書20を特定し、文書18につき先行開示決定（令和3年5月7日付け情報公開第00560号）を行い、文書2ないし文書17、文書19及び文書20につき原処分4を行った。

ウ 本件請求文書5に係る文書の特定について

本件請求文書５に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第００５６０号（２０２０－０１０２８）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書４（開示請求番号２０２０－０１０２８）に係る先行開示決定で開示された文書１８を除く残りの文書、及び当該決定日の翌日である令和３年５月８日から本件請求文書５の開示請求受付日である同年５月１０日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分４で特定された文書２ないし文書１７、文書１９及び文書２０を特定し、文書７につき先行開示決定（令和３年７月９日付け情報公開第０１１６７号）を行い、文書２ないし文書６、文書８ないし文書１７、文書１９及び文書２０につき原処分５を行った。

エ 本件請求文書６に係る文書の特定について

本件請求文書６に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０１１６７号（２０２１－０００８３）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書５（開示請求番号２０２１－０００８３）に係る先行開示決定で開示された文書７を除く残りの文書、及び当該決定日の翌日である令和３年７月１０日から本件請求文書６の開示請求受付日である同年７月１４日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分５で特定された文書２ないし文書６、文書８ないし文書１７、文書１９及び文書２０を特定し、文書４につき先行開示決定（令和３年９月１３日付け情報公開第０１８７５号）を行い、文書２、文書３、文書５、文書６、文書８ないし文書１７、文書１９及び文書２０につき原処分６を行った。

オ 本件請求文書７及び本件請求文書８に係る文書の特定について

本件請求文書７及び本件請求文書８に係る各開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０２５０９号（２０２１－００５３２）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００５３２）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、別件開示請求（開示請求番号２０２１－００５３２）に係る先行開示決定で開示された文書１４を除く残りの文書、並びに別件開示請

求の開示請求受付日の翌日である令和３年９月１７日から本件請求文書７の開示請求受付日である同年１１月２２日まで、及び本件請求文書８の開示請求受付日である令和４年３月１０日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、別件開示請求で特定された文書２、文書３、文書５、文書６、文書８ないし文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０を特定し、文書２につき各先行開示決定（令和４年１月２１日付け情報公開第０２８４４号及び同年５月９日付け情報公開第００４１９号）を行い、文書３、文書５、文書６、文書８ないし文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０につき原処分７及び原処分８をそれぞれ行った。

カ 本件請求文書９に係る文書の特定について

本件請求文書９に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０２８４４号（２０２１－００６５０）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００６５０）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書７（開示請求番号２０２１－００６５０）に係る先行開示決定で開示された文書２を除く残りの文書、及び本件請求文書７の開示請求受付日の翌日である令和３年１１月２３日から本件請求文書９の開示請求受付日である令和４年２月１日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分７で特定された文書３、文書５、文書６、文書８ないし文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０を特定し、文書３につき先行開示決定（令和４年４月４日付け情報公開第００００３号）を行い、文書５、文書６、文書８ないし文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０につき原処分９を行った。

キ 本件請求文書１０に係る文書の特定について

本件請求文書１０に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第００００３号（２０２１－００８１７）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００８１７）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書９の開示請求（開示請求番号２０２１－００８１７）に係る先行開示決定で開示された文書３を除く残りの文書、及び本件請求文書９の開示請求受付日の翌日である令和４年２月２日から本件請求文書１

0の開示請求受付日である同年4月12日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分9で特定された文書5、文書6、文書8ないし文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20を特定し、文書11につき先行開示決定（令和4年6月13日付け情報公開第00648号）を行い、文書5、文書6、文書8ないし文書10、文書12、文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20につき原処分10を行った。

ク 本件請求文書11に係る文書の特定について

本件請求文書11に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00419号（2021-00956）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00956）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書8の開示請求（開示請求番号2021-00956）に係る先行開示決定で開示された文書2を除く残りの文書、及び本件請求文書8の開示請求受付日の翌日である令和4年3月11日から本件請求文書11の開示請求受付日である同年5月17日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分8で特定された文書3、文書5、文書6、文書8ないし文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20を特定し、文書12につき先行開示決定（令和4年7月19日付け情報公開第01048号）を行い、文書3、文書5、文書6、文書8ないし文書11、文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20につき原処分11を行った。

ケ 本件請求文書12に係る文書の特定について

本件請求文書12に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00648号（2022-00054）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00054）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書10の開示請求（開示請求番号2022-00054）に係る先行開示決定で開示された文書11を除く残りの文書、及び本件請求文書10の開示請求受付日の翌日である令和4年4月13日から本件請求文書12の開示請求受付日である同年6月20日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分10で特定された文書5、文書6、文書8ないし文書10、文書12、文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20を特定し、文書12に

つき先行開示決定（令和４年８月１９日付け情報公開第０１３０５号）を行い、文書５、文書６、文書８ないし文書１０、文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０につき原処分１２を行った。

コ 本件請求文書１３に係る文書の特定について

本件請求文書１３に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０１０４８号（２０２２－０００９７）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－０００９７）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書１１の開示請求（開示請求番号２０２２－０００９７）に係る先行開示決定で開示された文書１２を除く残りの文書、及び本件請求文書１１の開示請求受付日の翌日である令和４年５月１８日から本件請求文書１３の開示請求受付日である同年７月２６日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分１１で特定された文書３、文書５、文書６、文書８ないし文書１１、文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０を特定し、文書３につき先行開示決定（令和４年９月２６日付け情報公開第０１６０８号）を行い、文書５、文書６、文書８ないし文書１１、文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０につき原処分１３を行った。

サ 本件請求文書１４に係る文書の特定について

本件請求文書１４に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０１３０５号（２０２２－００２２９）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００２２９）の後に綴られた文書の全て。」と記載されていることから、本件請求文書１２の開示請求（開示請求番号２０２２－００２２９）に係る先行開示決定で開示された文書１１を除く残りの文書、及び本件請求文書１２の開示請求受付日の翌日である令和４年６月２１日から本件請求文書１４の開示請求受付日である同年８月２５日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分１２で特定された文書５、文書６、文書８ないし文書１０、文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０を特定し、文書１３につき先行開示決定（令和５年３月２日付け情報公開第０２７０８号）を行い、文書５、文書６、文書８ないし文書１０、文書１５ないし文書１７、

文書１９及び文書２０につき原処分１４を行った。

シ 本件請求文書１５に係る文書の特定について

本件請求文書１５に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０１６０８号（２０２２－００２６６）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００２６６）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書１３の開示請求（開示請求番号２０２２－００２６６）に係る先行開示決定で開示された文書３を除く残りの文書、及び本件請求文書１３の開示請求受付日の翌日である令和４年７月２７日から本件請求文書１５の開示請求受付日である同年１０月２０日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分１３で特定された文書５、文書６、文書８ないし文書１１、文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０を特定し、文書１１につき先行開示決定（令和４年１２月１９日付け情報公開第０２１４６号）を行い、文書５、文書６、文書８ないし文書１０、文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０につき原処分１５を行った。

ス 本件請求文書１６に係る文書の特定について

本件請求文書１６に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０２１４６号（２０２２－００４０６）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００４０６）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書１５の開示請求（開示請求番号２０２２－００４０６）に係る先行開示決定で開示された文書１１を除く残りの文書、及び本件請求文書１５の開示請求受付日の翌日である令和４年１０月２１日から本件請求文書１６の開示請求受付日である同年１２月２７日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分１５で特定された文書５、文書６、文書８ないし文書１０、文書１３、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０を特定し、文書１３につき先行開示決定（令和５年２月２７日付け情報公開第０２６４８号）を行い、文書５、文書６、文書８ないし文書１０、文書１５ないし文書１７、文書１９及び文書２０につき原処分１６を行った。

セ 本件請求文書１７に係る文書の特定について

本件請求文書１７に係る開示請求書には、「内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書

ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02146号（2022-00406）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00406）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書15の開示請求（開示請求番号2022-00406）に係る先行開示決定で開示された文書11を除く残りの文書、及び本件請求文書15の開示請求受付日の翌日である令和4年10月21日から本件請求文書17の開示請求受付日である令和5年4月4日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分15で特定された文書5、文書6、文書8ないし文書10、文書13、文書15ないし文書17、文書19及び文書20を特定し、原処分17を行った。

ソ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）上記（1）アないしセの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）ソの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）別表の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、米国の長期的戦略態勢について、米国関係者から聴取した情報及び米国関係者とのやり取りが記載されており、これを公にすることにより、情報の入手先が推察されるとともに、米国の長期的戦略態勢に関する我が国の関心事項が明らかとなり、悪意を有する他国をして対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分を公にすることにより、情報の入手先が推察されるとともに、米国の長期的戦略態勢に関する我が国の関心事項が明らかとなり、悪意を有する他国をして対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれがあ

るなどとする上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、公にしないことを前提として米国との間でやり取りした日米安保・防衛協力に係る事項について、我が国の個別・具体的な分析・評価並びに我が国の検討内容が記載されている。これらを公にすることにより、我が国及び米国の考え方や対応振りが明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれるとともに、我が国の情報関心及び情報収集能力が推察され、悪意を有する相手方をして対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、外務省の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、国の安全が害されるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ

ると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和6年(行情)諮問第346号に係るもの)

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書2 (令和6年(行情)諮問第346号に係るもの)

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。*前回請求に係る審査請求が情報公開・個人上保護審査会に審問されずに却下されたので、改め請求をする次第です。(原文ママ)

(3) 本件請求文書3 (令和6年(行情)諮問第346号に係るもの)

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。*前回請求に係る審査請求が情報公開・個人上保護審査会に審問されずに却下されたので、改め請求をする次第です。(原文ママ) *前回の請求(2020-00458)に対して、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすること」(平成24年度(行情)答申第365号及び第367号)が行われていないので、改めて請求する次第です。

(4) 本件請求文書4 (令和6年(行情)諮問第347号に係るもの)

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02236号(2020-00627)で特定されなかった「追加的に開示決定等を行う予定」の対象となっている文書の全て。

(5) 本件請求文書5 (令和6年(行情)諮問第348号に係るもの)

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00560号(2020-01028)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。

(6) 本件請求文書6 (令和6年(行情)諮問第349号に係るもの)

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第01167号(2021-00083)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。

(7) 本件請求文書7 (令和6年(行情)諮問第350号に係るもの)

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02

５０９号（２０２１－００５３２）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００５３２）の後に綴られた文書の全て。

- （８）本件請求文書８（令和６年（行情）諮問第３５０号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０２５０９号（２０２１－００５３２）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００５３２）の後に綴られた文書の全て。＊情報公開第０２８４４号での審査請求が情報公開・個人情報保護審査会の諮問を経ずに棄却されましたので、改めて請求する次第です。

- （９）本件請求文書９（令和６年（行情）諮問第３５１号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０２８４４号（２０２１－００６５０）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００６５０）の後に綴られた文書の全て。

- （１０）本件請求文書１０（令和６年（行情）諮問第３５２号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第００００３号（２０２１－００８１７）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００８１７）の後に綴られた文書の全て。

- （１１）本件請求文書１１（令和６年（行情）諮問第３５３号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第００４１９号（２０２１－００９５６）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２１－００９５６）の後に綴られた文書の全て。

- （１２）本件請求文書１２（令和６年（行情）諮問第３５４号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第００６４８号（２０２２－０００５４）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－０００５４）の後に綴られた文書の全て。

- （１３）本件請求文書１３（令和６年（行情）諮問第３５５号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０１

０４８号（２０２２－０００９７）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－０００９７）の後に綴られた文書の全て。

（１４）本件請求文書１４（令和６年（行情）諮問第３５６号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０１３０５号（２０２２－００２２９）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００２２９）の後に綴られた文書の全て。

（１５）本件請求文書１５（令和６年（行情）諮問第３５７号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０１６０８号（２０２２－００２６６）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００２６６）の後に綴られた文書の全て。

（１６）本件請求文書１６（令和６年（行情）諮問第３５８号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０２１４６号（２０２２－００４０６）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００４０６）の後に綴られた文書の全て。

（１７）本件請求文書１７（令和６年（行情）諮問第３５９号に係るもの）

内閣衆質一九六第一九五号でいうところの「米国議会戦略態勢委員会」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第０２１４６号（２０２２－００４０６）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００４０６）の後に綴られた文書の全て。＊情報公開第０２４６０号に対する審査請求が情報公開・個人情報保護審査会の諮問を経ずに却下されましたので、改めて請求致します。

２ 先行開示文書

文書１ Executive Summary（加筆があるもの）

３ 本件対象文書

文書２ 岡田大臣記者会見記録（要旨）（平成２２年１月２６日（火））

文書３ 岡田大臣記者会見記録（要旨）（平成２２年１月２２日（金））

文書４ 【対外発信要領】北米保０９第３５号（平成２１年８月１０日）

文書５ 米国軍縮政策（ＷＰ紙報道）（第５８０９号）

- 文書 6 米国の長期的戦略態勢に関する議会戦略態勢委員会による最終報告書の提出（平成 21 年 5 月）
- 文書 7 関連報道（「米国の核抑止力は保持 オバマ政権に超党派委員会」）（加筆があるもの）
- 文書 8 米国の核政策（戦略態勢委員会最終報告書）（第 5994 号）
- 文書 9 Executive Summary（加筆がないもの）
- 文書 10 【対外応答要領】米議会戦略態勢委員会最終報告書の発表 北米保応答 09 第 17 号（平成 21 年 5 月 7 日）
- 文書 11 関連報道（「米国の核抑止力は保持 オバマ政権に超党派委員会」）（2009／05／07）（加筆がないもの）
- 文書 12 関連報道（「日本核武装に歯止め」）（2009／05／07）
- 文書 13 関連報道（「最終報告書の要旨」）（2009／05／07）
- 文書 14 News Release : Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States Issues Final Report
- 文書 15 米国の核政策（戦略態勢委員会の中間報告）（第 14465 号）
- 文書 16 News Release : Congressional Commission on the Strategic Posture of the U.S. Begins Work
- 文書 17 THE CONGRESSIONAL COMMISSION ON THE STRATEGIC POSTURE OF THE UNITED STATES
- 文書 18 INTERIM REPORT : THE CONGRESSIONAL COMMISSION ON THE STRATEGIC POSTURE OF THE UNITED STATES
- 文書 19 United States Institute of Peace : FACT SHEET
- 文書 20 米国議会戦略態勢委員会に関する文書

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 8	公にしないことを前提とした米国との協議の内容に関する情報であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号
2	文書 6、文書 15、文書 20	公にしないことを前提とした米国との協議の内容に関する情報、又は我が国政府部内の協議の内容に関する情報であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号
3	文書 5、文書 8、文書 15（発受信時刻、パターン・コード、局課番号等）	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号